

経済教育委員会記録

- 1 日 時 令和7年9月17日（水曜日）
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時06分 |
| 休 憩 | 午前10時37分 |
| 再 開 | 午前10時50分 |
| 休 憩 | 午前10時53分 |
| 再 開 | 午前11時04分 |
| 閉 会 | 午前11時20分 |
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 9人
- | | |
|-------|------|
| 委 員 長 | 豊岡達郎 |
| 副委員長 | 金岡貴裕 |
| 委 員 | 金山茜 |
| // | 野上明人 |
| // | 柏佳枝 |
| // | 織田伸一 |
| // | 松井邦人 |
| // | 大島満 |
| // | 鋪田博紀 |
- 4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【教育委員会】

事務局長	野嶽 誠司
事務局次長（総務・社会教育担当）	高田 興真
事務局次長（学校教育担当）	河原 弘幸
図書館長	熊本 真紀
科学博物館長	笠間 信行
民俗民芸村管理センター村長	野村 学
参事（施設管理担当）	佐伯 誠司
参事（学校再編推進課長）	山崎 悟
参事（学校施設課長）	高波 宏明
参事（郷土博物館長）	耕作 優
教育総務課長	竹内 孝
学校教育課長	大窪 智恵子
学校保健課長	舩田 恵美
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	横越 純
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	山岸 朋子
市民学習センター次長	備後 淳一
教育総務課主幹（調整担当）	高岡 太郎

【商工労働部】

部長	山本 貴俊
部次長	若松 潤
部次長（コンベンション・薬業物産・観光振興担当）	原 雅博
参事（企業立地担当）	西田 清和
参事（商工労政課長）	柵 伸治
参事（コンベンション・薬業物産課長）	岡地 睦美
参事（公営競技事務所長）	島崎 幸仁
企業立地課長	卜蔵 雄治
観光政策課長	柏木 克仁
職業訓練センター所長	小川 晃弘
牛岳温泉スキー場所長	小向 圭
商工労政課主幹（調整担当）	石黒 智一

【農林水産部】

部長	高柳 誠
部次長	金井 誠
部次長（技術担当）	五十嵐 健治
農林事務所長	奥田 孝治
地方卸売市場長	水野 智
参事（農政企画課長）	谷井 隆彦
参事（農業水産課長）	余川 洋成
森林政策課長	中島 光輝
農村整備課長	笹木 明子
国営農地再編整備推進室長	島原 明
農林事務所農業振興課長	大杉 将人
農林事務所農地林務課長	村井 博昭
地方卸売市場次長	小林 将司
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹（調整担当）	小林 桂

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年9月定例会の経済教育委員会を開会いたします。
審議に先立ち、委員会記録の署名委員に、織田委員、松井委員を指名いたします。
これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。
議案第121号 工事請負契約締結の件（大久保小学校長寿命化改良（その1）工事）
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

大島委員 この大久保小学校については児童数が激増しており、また、今、大きなショッピングセンターの南側でも宅地造成が行われているような状態で、今後も児童数がかかなり増えていくという予測がありますが、恐らく将来は減少に転じるだろうと思うのです。
工事を予定しているとのことですが、学校施設の長寿命化計画において、児童数の増減に対応できるのかどうかという予測は立てていらっしゃるのでしょうか。それによって、今回の契約や次の工事に影響してくるのではないかと思いますので、その点について考え方をお聞かせください。

学校施設課長 今ほど大島委員から御説明がありましたように、大久保校区では今、人口が増えていて、その後は減少していくだろうということで、児童数がどのように推移するのかについては、もちろん教育委員会において予測しております。
実際に今年度は昨年度よりも全体で1クラス増となっておりますが、今回の工事では仮設校舎を建てますので、工事期間中に支障がある部分については、

児童には仮設校舎へ移って授業を受けてもらう形になります。

一般的には、多目的教室などを造ることにより、特別支援学級を急遽設置しなければならなくなった場合などにも対応できる形で建設していくことになりますので、児童数の推移を見ながら柔軟に対応していきたいと考えております。

大島委員 ちなみに、ピークは何年と予想されているのでしょうか。

〔発言する者なし〕

大島委員 すぐに分かなければ結構です。

学校施設課長 後ほど御報告してもよろしいでしょうか。

大島委員 お願いいたします。

野上委員 これまでのいろいろな事例を存じませんので分からないなりに質問するのですが、契約の金額が予定価格の99.56%となっていますが、通常これぐらいの割合なののでしょうか。

学校施設課長 継続費を設定する工事は複数年かけて行うのですが、御存じのように、近年、建設費や人件費等がどんどん上がっているものですから、事業者としてはできるだけ高値で入札せざるを得ない状況になっております。
あまりにもシビアに現状に沿った価格で見込みを立てますと、恐らく入札不調となりますので、市としては、ある程度の価格の上昇にも耐えられるように工期を分けるなどして発注しているところです。

野上委員 何者から入札があったのでしょうか。

学校施設課長 この案件につきましては、2者のJVから入札がございました。

なお、一応御説明しておきますと、この案件は事業者の地域貢献や工事に対する工夫の度合い、入札価格などを点数化して点数のよい者を落札者とする総合評価落札方式という形式を取っております。

野上委員 ということは、競争入札ではないということですか。

学校施設課長 競争入札の中に総合評価落札方式という方法があるのです。単純に価格だけで落札者を決めるものではないということです。

柏委員 先ほど、児童たちは仮設校舎で授業を受けるというお話がありましたが、工期が来年１２月までということで冬や夏を越すのですけれども、エアコンなどの空調整備についてはどのようなになっているのでしょうか。

学校施設課長 仮設校舎につきましては、構造上は軽量鉄骨ですが、必要な備品やエアコン、照明の照度などといった環境については、ちゃんと基準を満たすような形で設置しております。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようなので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第１２１号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第１２１号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
公用車に対する定期点検整備の未実施について、
当局の報告を求めます。

教育総務課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

鋪田委員 今、教育委員会で所管している車両は何台ぐらいあるのでしょうか。

教育総務課長 教育委員会で所管している公用車の台数は、今回未整備であった４台を含め、計４７台でございます。

鋪田委員 台数が非常に多いので全庁で一括して車両を管理する部門があってもいいのかなと思いますが、このようにしたほうがいいという現場からの意見などがあれば財政当局にも説明して、全体として考えていかなければなりません。全国的な公用車の車検切れなどという報道等も過去にありましたけれども、それぞれの部署で管理するよりも全体で管理したほうが間違いはないのではないかと。
それぞれメリット、デメリットがあると思いますが、そのような点も現場で管理しながら、教育委員会だけで解決せずに、市全体で今後の管理方法について意見を交換していけばいいのではないかと思います。これは意見として申し上げておきます。

松井委員 今の鋪田委員の発言に追加しますけれども、以前にも富山市が管理する車の定期点検が漏れていたという案件があったと思います。
そのときも今回と同じような対策を取っていたにも

かかわらずまた定期点検が未実施となった、同じようなことが繰り返されている原因を考えると、やはり担当部局だけで管理するには限界があることが露呈しているのかなと思います。教育委員会からも管財課に意見を言って、富山市全体としてどうするのかをしっかりと議論していただかなければならないレベルなのかなと。

以前は1回目だったので仕方ないのかなと思いましたけれども、今回は2回目になります。同じ過ちを繰り返されると信用を失うことになり、やはり私たちとしても怖いので、そこはしっかり皆さんで話し合って、全庁を挙げて議論していくべきだと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。意見です。

大島委員 3か月ごとの定期点検ですが、いつから実施していなかったのか分かりますでしょうか。

学校教育課長 スクールバスに義務づけられております3か月ごとの定期点検について、学校教育課で資料をひもといたところ、ある資料からは過去5年間点検を受けていなかったことを確認しております。
なお、1年に一度の車検と同時に行う12か月点検につきましては実施していたことを確認しております。

大島委員 このスクールバスを運転される方の身分はどこの管轄になるのか教えていただけますでしょうか。

〔発言する者なし〕

大島委員 すみません、誰が運転しているのか教えていただけますでしょうか。

学校教育課長 学校教育課からお願いしている委託先の者が運転しております。

大島委員 その委託先というのは民間事業者ですか。

学校教育課長 民間事業者でございます。

大島委員 民間事業者の方はあまりそのようなことにこだわらないのかもしれませんが、その方たちの責任もあるのではないかと思います。いかがですか。

学校教育課長 スクールバスは市教育委員会が所有しておりますので、まずは定期点検の実施について市教育委員会から業者に依頼しなければなりません。市教育委員会における法の理解が不足していたことにより、その指示が十分になされていなかったことが原因でございますので、こちらの責任だと考えております。

大島委員 理屈は分かるのですけれども、いくら車内に定期点検のシールなどを貼っても、民間の方はそれを見ても「ああ、そうだな」という程度で、点検を実施しなければいけないという感覚にはならないと思うのです。
また、委託先が変わってしまったときにそのような取組が引き継げるとは思えませんので、その辺は十分に気をつけなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 今、大島委員がおっしゃったとおりで、引継ぎ等も考えられますので、例えばシールや点検整備簿などの管理につきましては、市のスクールバスを所有している教育委員会が責任を持ってきちんと管理しなければならないと考えております。

野上委員 先ほど、スクールバスは車検の年を除いて過去5年間点検が実施されていなかったという説明があったのですけれども、小型自動車はどれぐらいの期間、定期点検が実施されていなかったのでしょうか。

学校施設課長 小型自動車は1年ごとに法定点検を受けることになっておりまして、去年は車検の年であったものですから、その際に受けております。一応その前年も調べましたところ、ちゃんと定期点検を受けておりま

した。

野上委員 未実施の期間はどれぐらいだったのでしょうか。

学校施設課長 車検を受けたのが昨年6月12日でして、今年の定期点検を受ける整備時期の目安は令和7年6月11日となっております。

野上委員 所管する公用車は47台だというお話だったのですが、今回未実施だと分かったのが4台だということは、残りの43台は一切問題がなかったという認識でよろしいでしょうか。

教育総務課長 その認識で結構でございます。

学校教育課長 先ほどお答えしました、スクールバスの定期点検が過去どれくらいの期間実施されていなかったのかにつきまして、言葉を付け加えさせていただきます。こちらで保管している資料等をひもといたところ、少なくとも過去5年間は点検が実施されていなかったことを確認しております。
以上です。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、教育委員会所管分で議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

鋪田委員 学びの多様化学校についてお伺いしたいと思います。本会議でも質問等がありましたが、詳細をお聞きしたいと思います。
特別な教育課程を含むということで、実施計画等も含めて授業時数などについても考慮されているということですが、この実施計画書はもう既に作成されているのでしょうか。

学校教育課長 特別な教育課程の実施計画書につきましては、現在、文部科学省に申請し、文部科学省にて協議していただき、随時調整を図っているところであります。

鋪田委員 そうしますと、その中で授業時数等についても定められていくということでしょうか。

学校教育課長 鋪田委員のおっしゃるとおり、授業時数についてもその中で定められております。

鋪田委員 この学びの多様化学校に子どもを通わせたいと考えている保護者の方々―来春の入学を希望されている方や、その次の年度を考えていらっしゃる方など、いろいろなケースがあると思うのですが―にとっては、どのような学校になっていくのかは非常に関心が高いと思うのです。
そのため、実施計画書など、どのような学校にしていくのかについて対象となる保護者の方にお知らせするのは非常に大事なことだと思うのですが、タイミング的にはどのあたりを考えていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 今回の予定といたしましては、今年10月をめどに行いたいと思っております。

鋪田委員 もう少し具体的な話を少しだけ聞きますけれども、授業時数に関しては全国的に大体似たような傾向にあるのかなと思うのですが、どれくらいに設定しようとされているのか、現時点で答えられるのであればお願いいたします。

学校教育課長 現在、基本的には通常よりも1割から2割程度削減した教育課程を検討しておりますが、この古志はるかぜ学園には不登校傾向を示しているお子さんも通われるということで、学校で学びたいことが学べなかったということも考慮し、まずはお子さんの実情に合った形で学習・教育ができるように、柔軟な教育課程で対応してまいりたいと考えております。

鋪田委員

数字として出てしまうと、これではうちの子どもには難しいかなというように1つのハードルになってしまう可能性があるのですが、柔軟にと言っても幅があるとは思いますが、うまくお伝えしていく必要があると思います。また、そのスタートがすごく大事だと思っておりますので、どのようにお伝えするのか、今後また検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

もう1点、どのような学校にしていくのかについて、数字や具体的な文章が落とし込まれた実施計画書などは出てくると思うのですが、それ以外に言葉ではなかなか表しにくいところもあると思うのです。実際にそのようなお子さんを抱えていらっしゃる保護者の方々からは、どのような学校になっていけばいいのかや、例えば小学校での経験を生かして中学校ではこうだったとか、あるいは保育所ではこうだったというように、いろいろな意見があると思うのです。そのような意見を随時吸い上げていかなければいけないのだろうと思うのですが、開校に当たって何か方法などは検討されているのでしょうか。

学校教育課長

まずは全体の説明会等を開催し、こちらからの情報提供をさせていただいた後に、今ほど委員がおっしゃったように、保護者や実際に通われるお子さんの思いを丁寧に聞き取って相談していかなければならないと考えております。

そのような相談は丁寧に重ねていきたいと思っておりますし、個別の対応等については十分な対応をしてまいりたいと思っております。

教育委員会事務局次長
(学校教育担当)

補足となりますが、与えられたカリキュラムではなくて、得意科目や興味のある分野について自ら選択する機会を保障して、子ども自身が学びたいと思うことを自分自身のペースで主体的に学べるということを1つの理念として、教育課程、その他教育活動を展開していきたいと考えております。

その中で、必要な基礎学力や、社会性等といった非

認知能力を身につけていく学校であるということを1つのコンセプトとして進めていきたいと考えているところです。

鋪田委員 今、子ども自身が主体的に学ぶという言葉がありました。これは通常の教室に通うお子さんの御家庭でもそうだと思うのですが、保護者には保護者としての思いがあるけれども、やっぱり子ども自身がこのように学びたいと考えることはすごく大事なことでと思いますので、その点を真ん中に据えて進めていただきたいと思います。

大島委員 今定例会において、八尾地域の樫尾小学校跡地を一般財団法人とやまハッピースクールへ無償貸付するという議案が出ております。
教育委員会としては、このような学びの場は幾つもあったほうが良いと考えているのでしょうか。このような活動のために場所を提供することに対して、教育委員会としてどのように思っているのか、答えられる範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

学校教育課長 教育委員会といたしましては、義務教育の段階にあるお子さんについては、あくまでも法令等に基づく一条校での学びを大事にしたいと考えております。
今お話のありました樫尾小学校跡地で開校されるオルタナティブスクールですが、不登校児童・生徒の多様な学びの選択肢の1つとしてその子の実情に合った活動をするための環境ができるということについては、悪いことではないのではないかと考えております。

金岡委員 来年5月までに施行されます共同親権についてお聞きしたいと思います。
この制度改正は子どもにとっては選択肢を広げるものである一方で、教育現場で幾つかの課題が生じるのではないかと考えています。
例えば、これまで単独親権下においては一方の親と

のやり取りで済んでいた進路指導や転校の同意、修学旅行や医療に関する手続等の場面では、今後、父母双方の同意確認が必要となる場合があることも想定されますし、また、父母間で意見が違うケースやどちらが主たる監護者であるのかが明確でない場合など、学校側の対応が非常に難しくなるのではないかと考えています。

そこで、こうした制度変更について、教育委員会として現時点でどのような課題を想定されているのか教えていただきたいと思います。

学校教育課長 共同親権に関する改正民法につきましては、現在、国において関係府省庁等連絡会議が開催され、その円滑な施行に向けて必要となる環境整備についての準備が進められているところであります。

その会議において現在検討されているQ & A形式の解説資料によると、今、委員がおっしゃった内容にも触れるのですが、例えば就学すべき学校の指定等の事務について全ての親権者を名宛て人とする必要があるのかという質問に対しては、一般論として、これまでの実務上の取扱いに倣って、親権行使に当たり、申請書等への一方の親権者の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは改正法の趣旨に反しないとされると記載されております。

このようなことから、改正民法施行の前後において実務上の取扱いにおける大きな課題は生じないものと考えているところではありますが、就学指定校の変更や、今ほどのお話にありました進学先の決定など日常の行為に当たらないとされているものについては、親権者双方の合意や共同の意思があることの確認がこれまで以上に必要になるケースが生じると考えております。

そのため、国における検討状況等を引き続き注視し、改正法に適切に対応していけるよう準備をしてまいりたいと考えております。

金岡委員 国のQ & Aでそのような見解が示されているとはいいながらも、実際にこの共同親権がスタートした場

合、主たる監護者ではないほうの保護者からの申出などでトラブルが発生することもあるのかなと思うのです。

そのようなときに現場でトラブルにならないように、国のQ & Aやマニュアル的なものも多分整備されていくのでしょうけれども、市としてもQ & Aやマニュアルの整理などしっかりと対応していただきたいと思うのですが、今そのような準備はされているのでしょうか。それとも、国からしっかり示された段階で進めていかれるのか、お聞かせください。

学校教育課長 今、国の動向を注視しておりまして、様々な事例等も上がってくると考えられますので、国が示す事例を基にこちらでも検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済教育委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 50 分 再開

委員長 経済教育委員会商工労働部所管分に入ります。  
商工労働部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

金岡委員 おわら風の盆の来場者数についてお聞きします。  
新聞報道などによると、今年は昨年よりも約7万人増加したということですが、私はここ数年、おわらに関わらせていただいている、肌感覚としては正直それほど大幅に増えたという印象がありません。

ただ、おわら風の盆は富山を代表する伝統行事で観光資源でもありますので、来場者数の推移は地域経済、まちづくりの観点でも非常に重要なデータかと思っております。

そこで、この来場者数をどのような方法で把握しているのか、例えば調査の主体は市なのか観光協会なのか、また、どのような方法でカウントしているのかを御説明いただきたいと思います。

観光政策課長 おわら風の盆の来場者数に関しましては、行事運営委員会により発表されております。

今年度は曜日の並びもよかったものですから、御指摘のとおり、来場者数はおととしと同等の約19万人ということで、多くの方にお越しいただいたものと認識しております。

観光客の入り込みの判断基準の1つに宿泊者数がありますけれども、これは施設からの報告に基づいておりますので、比較的信頼性の高い数字であると認識しています。

一方で、このようなイベント等の日帰り客については、様々な要因を組み合わせ推計している場合が多いと考えています。例えば公共交通機関や駐車場の利用などを組み合わせ推計されている場合が多いので、重複計上や推定値の幅も生じると考えております。

あくまでも目安でありますので、今後はスマートフォンの位置情報等を使って精度の向上を図ってまいりたいと考えています。

金岡委員 今ほどスマートフォンを使った数値の把握と言われましたけれども、この数値そのものの把握は今後の観光政策にも生かされていくと思うので、またしっかりと分析していただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕



委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
                    以上で、経済教育委員会商工労働部所管分を終了いたします。

午前 10 時 53 分    休憩

~~~~~

午前 11 時 04 分 再開

委員長 経済教育委員会農林水産部所管分に入ります。
 農林水産部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

織田委員 新たに導入された緊急銃猟制度について、3つほど質問させてください。
 県から発表された豊凶調査結果によれば、熊の大量出沒に大きな因果関係があるとされるブナとミズナラが凶作または不作ということで、また熊が出てくるのではないかと大変心配しています。
 そのような中で緊急銃猟制度が導入されましたが、ガイドラインなどが発表されてからまだ間もなく、いろいろと準備を進めていただいているのだと思うのですけれども、なかなか十分な時間はなかったのではないかと思います。
 一方で、一昨年は9月下旬にも熊が出沒しており、例えば来週出沒しても不思議ではないぐらいのタイミングになっています。
 また、新しく緊急銃猟制度ができましたが、従来からの警察官職務執行法第4条第1項による対応もなくなっただけではないという状態であります。
 そのような中で、熊が出沒したときにしっかりと緊急銃猟に踏み切ることができるのかについてお伺いします。

森林政策課長 確かに今年は山の木の実のなりが悪いということで、熊の大量出沒につながるのではないかと非常に危惧しているところです。
 富山市において住宅地近辺で熊が出沒したことはこ

れまでもございまして、令和5年にも一度、熊野地区で出沒しております。このときも、やはり警察官職務執行法第4条第1項を適用して熊の捕獲を行ったところであります。ただ、警察官職務執行法第4条第1項は、警察官がそのときの状況に応じて生命に危険が迫っていると判断したときに適用できるということで、若干言葉は悪いかもしれませんが、その場にいる警察官の感覚によるものが非常に大きいのではないかと考えておりまして、やっぱり判断の遅れでタイミングを逃したのではないかと感じることもありました。

それに対して、今回の法改正で設けられた緊急銃猟制度につきましては、実施条件や責任の所在が明確に定められております。

あとは制度を使う市町村の判断によるところはありますけれども、こちらについては県から留意点等のアドバイスをいただき、国のガイドラインを基に対応フローや条件を満たすかどうかの確認チェックリストを急いで準備してございます。これからは緊急銃猟が主になると思っておりますが、これらを用いて対応していきたいと考えております。

織田委員

しっかりと進めていただきたいと思います。

それから、現場でよく感じたのですが、空き家の中へ熊が逃げ込む、立て籠もる、あるいはねぐらにしているというケースはこれからも考えられるのではないかと考えております。

警察官職務執行法の適用から市の判断に基づく緊急銃猟に変わった中で、空き家等に立て籠もる熊の捕獲はうまく対応できるのですか。

森林政策課長

熊の出沒はいろいろなケースが考えられまして、確かに空き家に籠もるケースも十分想定されると思っております。

居住者不在ということで、まずは所有者の許可を取ることが原則だと思っておりますが、今改正された鳥獣保護管理法には、市町村長は緊急銃猟において必要な場合、他人の土地への立入りや障害物の除去

ができる旨の記載がございます。

近隣住民に危険が迫っており緊急銃猟が必要な場合はこれが適用されるものと解釈しまして、やむを得ない場合は緊急銃猟を実施してまいりたいと考えております。

織田委員

安心しました。

緊急銃猟制度では、市町村あるいは市町村長の判断に委ねられることになりました。これまでも全庁的な取組として熊対策を実施してこられたと思いますが、今このような新制度になった上で、改めて市全体としての体制にどのような補強があったのか教えてください。

森林政策課長

今、織田委員がおっしゃったとおり、おとしのように熊が大量出没したときなどには、パトロール等で部局連携し全庁を挙げて対応したというケースもございましたが、緊急銃猟は市町村の責任の下において行われるものですので、やっぱり市の役割は非常に多いと思っております。

緊急銃猟の実施の判断や指示、通行制限、住民の避難、実施場所の管理者や地権者との調整、広報など、数えるだけでも多岐にわたっておりまして、特にマンパワーの点において、どうしても部局間の連携は必須ではないかと考えております。

今年8月下旬に県主催の訓練が行われたときにも我々農林水産部だけではなく防災危機管理部と一緒に参加しており、実際にそのような臨み方をしたいと思っております。特に通行制限、住民の避難、広報等については、防災危機管理部のほか、中山間地においては行政サービスセンターも含めた部局横断体制を想定して対応に当たりたいと思っております。熊対応はやはり防災だと思っておりますので、部局間の連携、全庁対応を常として臨んでいきたいと考えております。

織田委員

市長が判断するということですが、そうは言っても市長が現場に来て判断するわけではないと思います。

職員の方の心の負担も大変大きいのではないかと
思っておりますので、全体として挑むという形で進め
ていただきたいと思います。

大島委員

昨日の一般質問で、富山地方鉄道立山線の事業に対
して農林水産部長から前向きな御答弁をいただいて、
ありがとうございました。

今日も新聞で大きく報道されておりましたので、立
山町としても協働で進めていくということで安心さ
れたのではないかと考えております。

保安林指定で一番難しいのは、やはり地番の確定、
所有者の調査・確定だと思うのですが、私も今朝、
法務局へ行ってきました。

あの場所は旧大山町の原という地内で、与四兵衛山
の麓になります。この与四兵衛山は山岳信仰という
か、立山信仰の中心である雄山神社の本宮があった
という位置づけらしいので、加賀藩と富山藩の区別
はあったかもしれませんが、下々の方々の名義にな
っているということはちょっと考えにくいと。恐ら
く、佐伯 宗義の先祖の系譜をたどれば大体分かる
のではないかと考えております。

法務局には北側に常願寺川と書いてある昔の和紙の
図面があり、原字何々とか何々割などという箇所が
6つほどあるのですが、そのうちの2つは保安林指
定、禁伐林指定という印がありました。残りは4つ
か5つぐらいではないかと思うので、その中で調査
をすることはそれほど難しくはないだろうと。

今、なかなか公開はされませんが、固定資産
税などを扱う所属で地番の当てはめ図を見れば大体
どこにあるのかが分かるのではないかとと思うのです。

昭和61年に北陸電力が山の上に多分送電線を造っ
たのだらうと思うのですが、土地の分割をしており
ますので、北陸電力に資料を求めてもいいですし、
昭和11年から昭和12年にかけて、県営の電源開
発の事業でここへ鉄道を通していますので、県も資
料をお持ちかもしれません。ぜひ期限を区切って所
有者の調査を進めていただきたいという思いがあり
ます。

仄聞するところによりますと、立山町はそのような調査にいつまでも時間をかけられないということで、今年10月末を一区切りとして公告に入りたいということです。富山市も至急調査をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

森林政策課長 お話の中でございました富山地方鉄道立山線沿線の山については、確かに県と協議している中で地番が確定できないことがすごくネックになっております。今、いろいろな手法があると御提案もいただきましたけれども、現在考えられる限りでは、いろいろな図面を合わせることで、あとは地元の方に聞くことが一番の近道になるのではないかと考えております。それでもほかにいい方法がないのか検討し、もうちょっと聞く範囲を広げるなどして、なるべく早く進めておきたいと。

所有者が分からないだけであれば、今お話にも出ましたように森林経営管理法に基づく公告という手法を取ることができるのですが、地番の確定となると、県との協議の中ではやっぱり地道なやり方しか出てきていないので、現在の段階で期限を区切るということを申し上げるのは難しいのですが、富山地方鉄道の負担がなるべく少なくなるように前向きに進めてまいりたいと考えております。

大島委員 法務局にあるものと同じ和紙の図面は必ずあります。ちょっと問題なのは、旧大山町の土地なので旧大山町が持っているのか、それとも、この場所は何百年も昔から立山町側で管理してきたはずなので、図面をどちらが持っているのかは難しいところですが、地元の方に聞いてその和紙の図面を見れば、隣に何々谷などという参考になる箇所がありますので、必ずここだと分かるはずなのです。

ぜひ調査を進めていただいて、いつまでかかるのかは分からないと言わず、どれだけ遅くとも最低でも年内とか今年11月までなどと区切っていただかないと、立山町が先行して進めたときに富山市が足を引っ張る形になります。富山市の地面なので立山町

が代わりに調査することはできないですし、県も副知事マターで進めることを決めていると思いますので、ぜひ足並みをそろえて取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

農林水産部長 いろいろな難しい課題があるのは御存じだと思うのですが、森林政策課長も申し上げましたように、地番が確定できないことが一番大きなネックになっておりまして、その解決方法について県とも調整を図っているところでございます。
様々な課題がある中で、昨日の本会議で答弁したとおり現在県と調整を図っているところでありますので、今の段階でそれ以上申し上げることはできないと思っています。よろしくお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、経済教育委員会農林水産部所管分を終了いたします。
これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和7年9月定例会の経済教育委員会を閉会いたします。

令和7年9月定例会
経済教育委員会記録署名

委員長 豊岡達郎

署名委員 織田伸一

署名委員 松井邦人